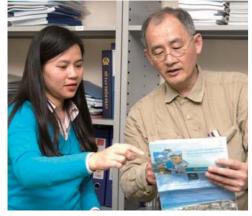


「法・司法制度改革支援プロジェクト」のチーフアドバイザーの 西岡専門家は検事の実務経験に加え、日本の法務省法務 総合研究所国際協力部で教官を務めていた



「自国の民法改正に貢献できたことがうれしい」とプロジェクト スタッフのグェン・ティ・トゥ・ハーさん(左)。現地の事情に精通 している業務調整の山本専門家(右)は、法律の専門家たち

ているの められている改正作業で重視されが求められている。そして現在進 ンスなど他国の民法との比較検討 応したルールとす たが、市場経済の発展にさらに対 Aの支援を受けて05年に改正され現在のベトナム民法は、JIC 活を送る上での基本的なル 日本やドイ 再び改正 ル

市場経済化が進み、活気があふれる首都ハン バイクや自動車の数に圧倒される

## **忌ピッチで進められ** 15年前の1996年、 進められた法整備-市場経済の導入 一人の日

備支援に初めて取り組んだ A専門家だ。 そのころのベト ムへ派遣された。 開発途上 ーナムは、 国の法整

市場経済化が急速に進んだ」は、「2000年代は、とり いる。 CA専門家として派遣され、 その後、 人の専門家が現地で活動して 業務調整員の 弁護士、 20人を超える検事、 業務調整員が

商事法が整備されていなかったこ

市場経済化に対応した法

ベトナムは急がなけ

し、市場経済に対応した民事法

経済から市場経済へ移り変わり

る取引が活発化していた。しり、人々の間では経済活動に

政策が開始されて約10年。

計画

ればならなかった。

の司法省職員に紹

一般的ではなかったのだ。 決するという考え方は、まだまだ 思います」と当時を振り返る。 士に相談し法律に従って裁判で解 か困ったことが起きた時に、 多くのベトナム人がそうだったと 士の仕事さえ知りませんでした。 エクトスタッフのグ そのころから現在まで、I 法律をつくる支援を行った。 **ーさんは、** 法律どころか弁護 「武藤弁護士 いるプロジ

検察官、 とともに、 官といった法律関連職員の能力向 透明性の高い〞 裁判の実現を目 民検察院、 可法省、最高人民裁判所、 度改革支援プロジェクト」では、 らに07年に始まった「法・司法の作成も積極的に続けてきた。 所・国家司法学院で使用する教材 産法など、数々の法づくりをサポ 法律づくりの支援、 法律実務家を育成する研修 弁護士などの法曹や執 ベトナム弁護士連合会 ″公平で説得力ある、 「法・司法制

対話」しながらつくる押し付け」ではなく





イの中心地にある司法



早朝のイエンバイ。通勤や通学をする人に交じって、市場へ野菜や肉を運ぶバイクや自転車が目に付く

西岡専門家も、「新しい

法律が

正しく運用されなくて

月日をかけてJICAが原案づく定められている法律だ。4年もの国や公共団体の賠償責任について を支援し、 複雑な損害賠償手続きを運用 0年1月に施行されたもの支援し、9年6月に制定。2

> 理解することが急務となってい者や公務員が法律の内容を正確にするに当たって、現場の司法関係 る。

> > 局局長や職員など約80人の参加者場には、北部山岳地方12省の司法イエンバイという町のホテルの会

エンバイでは、

た。

り損害を受けた者が請求できる、家賠償法。公務員の不法行為によ

援も行っている。その一つが、

この目、 家賠償法トレ ナム各地で開かれているのが、「国 この法律の適正な運用に向け、 CAの支援を受けてベト ノイの北東に位置する ーニングコース」。

ムは、国民が国に賠償を要求したン副局長は、「これまでのベトナ事経済法局グェン・タイン・ティ くても、 が実情だ。 地方の司法局職員の理解は浅い 訴訟が発生しているが、 建設によって住宅地の土台が崩れ え分からない」という声も聞かれ、 この法を適用することの難しささ 加者からは、 えばこの1年間でわず たことなど、 原案づくりに携わった司法省民 「新しい法律なので、 国家賠償法に関する が 2件。 件数でい 参 0)

立つでしょう」と、今後の支援にが、この法律の本格的な運用に役験豊富な日本の専門家による解説 期待している。 年に制定された法律ですから、 められません。日本では1947 った。これでは国際社会からも認 その制度が整っていなか



「JICAの支援によって、国家賠償法の重要性をより認識でき た」と話す司法省民事経済法局のグェン・タイン・ティン副局長



ベトナム中部や南部に続き、北部のイエンバイで開催された「国家賠償法トレーニングコース」



JICA専門家の意見を聞きながら、日本の民法を再確認する司法省民事経済 法局グェン・ホン・ハイ民法部長。法整備支援では、民法ワーキングセッションのように長期専門家が助言する活動のほか、短期専門家によるセミナーや日 本での研修なども行われる



士の小幡専門家



法を理解するには、多くの苦労が

文化背景を踏まえてつくられた民

ム人のグェン部長が日本の社会や

A専門家。

しかしながら、

ベトナ

あったことだろう。

一方で、

専門家、弁護士の小幡葉子専門家

部長ら民事経済法局職員14人と

司法省の会議室で開かれた民法ワ

キングセッションでは、

グェン

助言を得ながら活動を続けている。

旧正月が明けたばかりの2月。

トのアドバイザリーグループから夫教授をはじめとしたプロジェク

「国家賠償法トレーニングコース」で 「日本で長年実務を積んだ司法関係

日本の制度について解説する、弁護 者が派遣されるのは、日本政府がプロ ジェクトを重視している証拠」と法司法 省国際協力局ディン・ティ・ビック・ゴッ 本の法学者から得た助言をもと 正案の検討が熱心に行われた。 とはいえ、日本の民法を押し付

っしりと書き留める。

司法省職員たちが

C A 専門:

家が意見を述べ

CA専門家によって、

民法改

ていく。 の民法を比較し、時にはフランスけるのではない。あくまでも両国 回程度続けられている。 社会事情に合わせて一文一文綴っ し合わせ、 イツなど他の国の法律とも照 キングセッションが、 まさに手作業。 ベトナム人が自国 このよう

新法を

「両国の法律の比較検討を何度

JICAは新しい法律をつくる支

民法改正の支援が進む一方で、

高い」と国際協力局のディン・テるため、司法省ではとても評価ができるよう活動が長期間続いてい 組みとなっている。 能力を向上させる上で大事な取り 道な共同作業こそ、 ている専門家がいつもそばにいのもの。ベトナムの法律を理解し て、改正案の完成まで意見交換が な共同作業こそ、法律づくりの・ビック・ゴック課長。この地 重ねるという支援は、 日本独特

かに運用するか

計画経済時代の名残があるベトナムの民法。日本の民法(下)と 比較しながら検討作業を繰り返す



対話を重視し、

その中で比較検討

国の統治にかかわる重大な作業。

ムに長期滞在している4人

し付けるのではなく、

相手方との

法部長だ。「単に日本の法律を押

とではない

加えて、

法律をつく

る支援は、

した上での作業は決して容易なこ

ベトナム特有の民法を理解

人のJICA専門家にと

経済法局のグェン・ホン

いる人がいる。

司法省民事

を繰り返し、ベトナムの歴史的

を支援したい」とチーフアドバイ

を務める検事の西岡剛JI

文化的背景を尊重した法律づくり

の専門家たちは、テレビ会議を活

日本の法学者である森嶌昭

省。ここに、日本民法をベトナ

裁判官の西村修専門家、山本専門

語訳したものを手垢がつくほど熟

機会を持てることはとても大切で

国家賠償法の運用を

た司法省の職員に直接質問できる

支援することは、 す」と話す。

国民の権利を守

に、地方の職員が、注は意味がありません。

法律をつくっ



国家司法学院で使われている「民事事件解決マニュアル」など多くのテキストが JICAの支援で作られた

がより適切な訴訟手続きを行える

また検察官が裁判でより適

ットエリアにプロジェクトを開

裁判所と検察院では、

裁判官

東に隣接するバクニン省をパイロ

には、この差をなくすことが重要

そこでJICAは、

ハノイの

検察官の能力の差が深刻であり

一的な法の適用を果たす

切な刑事訴追を行えるよう、

アクセスできる環境を 誰でも司法に

をしやすくする必要がある」と強 とって「裁判所が利用しにくい をつくるとともに、 者を助けるためにも、 セスしにくい」とは、 ン国際協力局長だ。 解決しなければならない」と話す にアクセスしにくいという課題を 法律が分かりにくい」というこ ^今〞のベトナムに合った法律 西村専門家は、 最高人民裁判所のゴ・クオ 「司法にアク 「国民が司法 「社会的な弱 もっと裁判 一般の人に

1 る。 K 報告書を全国各省の検察院に配 ページ以上ものワークショップの ヴァン・モック副所長は、 クショップが続けられた。最高人 える予定です」と意欲を見せる。 上がっています。今後は、 容が改善されるなど能力は確実に ン省の検察官がつくる起訴状の内 民検察院検察理論研究所のヴュ・ こうした法曹人材の育成は、 バクニン省での経験を広く伝 ティエン・ズン国際協力委員 ベトナム弁護士連合会のリュ 合を日本に移しても行われ クショップによって、 バクニ この

「ベトナムが南北に分断されてい

た時代は法文書も少なかったが、 その後、法の制定や改正が続い ている」と最高人民裁判所ゴ・ク オン国際協力局長



「なるべく多くの人の話を聞き、情 報を集め、妥当な判決を下したい という基本的な考えは両国とも同 じ」と言う裁判官の西村専門家



最高人民検察院検察理論研究 所で、10年以上JICAの支援の コーディネーターを務めている ヴュ・ヴァン・モック副所長



制度改革支援ではとりわけ重要に 専門家が言うように、時間をかけ 待を持たれることが必要」と小幡 る人々の能力を上げて、信頼や期 裁判所や司法制度。司法にかかわ と話す。「信頼感があってこその 士連合会の努力に感銘を受けた\_ 日した一人。「弁護士の数を増や 会委員長は、JICAの研修で訪 なってくる。 て人材を育てることが、 しつつも質を落とさない日本弁護 法・司法

りにつながる。トライ&エラー ベトナムで息の長い支援が続けら 材を育て、 繰り返しながら法律をつくり、 もが安心して生活できる社会づく 本。その経験を生かして、 司法制度を整えてきた



フレンチコロニアル様式の建築が特徴 の最高人民裁判所